

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業所

介護老人福祉施設つつじが丘めぐみ短期入所生活介護 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人白恵会が開設する介護老人福祉施設つつじが丘めぐみ短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 介護老人福祉施設つつじが丘めぐみ
- (2) 所在地 和歌山県和歌山市つつじが丘めぐみ5丁目3番7

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。（介護予防も合算して表記する）

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 従業者
医師 1名（非常勤兼務）

生活相談員 1名（常勤）
看護職員 1名以上（常勤換算）
介護職員 1名以上（常勤換算）
機能訓練士 1名以上（常勤1名、非常勤専従1名）
栄養士 1名（非常勤兼務）
調理員 必要数（非常勤）

従業者は、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行う。

（利用定員）

第5条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。

併設型 10名（ユニット型） 空床型 特別養護老人ホーム 定員以内

（短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料等）

第6条 事業の内容は次のとおりとし、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- （1）入浴、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
- （2）日常生活動作の機能訓練
- （3）健康チェック
- （4）送迎
- （5）夜間看護体制

2 第8条における通常の送迎の実施地域を越えて行う指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕に要した送迎の費用は、実施地域を越えた地点から自宅までについて、次の額を徴収する。

- （1）実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル未満 500円
- （2）実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル以上 500円+100円/km

3 その他の費用

事業所は前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける事ができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定証に記載された金額と事業所設定金額とのどちらか低い額とする。

1) 滞在費 （ユニット型個室）

利用者負担段階による1日の負担限度額 第1段階 880円/日、第2段階 880円/日
第3段階① 1,370円/日、第3段階② 1,470円/日
第4段階 2,066円/日

- 2) 食事の提供に関する費用 朝食 325 円、昼食 610 円、夕食 610 円
利用者負担段階による 1 日の負担限度額 第 1 段階 300 円/日、第 2 段階 600 円/日
第 3 段階①1,030 円/日、第 3 段階②1,360 円/日
第 4 段階 1,545 円/日
経管栄養の場合は、当施設では、濃厚流動食の 1 日摂取量を 2 回に分けて注入を実施する。
CV・CV ポート・点滴管理の利用者は、1 日 705 円を徴収する。

3) レクリエーション・クラブ活動材料費 実費

4) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

- 5) 美容代 実費、電気代 : 1 家電につき 1320 円/月 (44 円/日)
エアコン使用月は 2200 円/月 (73 円/日)

6) おやつ代 60 円/日 (希望者)

7) 通院にかかる交通費 へ3kmまで一律 420 円 プラス 1kmごとに 40 円 (片道)

8) 物品販売価格表 (税込)

ティッシュ 100 円/1 箱 義歯洗浄剤 1,000 円/1 箱

電池 (一本あたり) 単 1・200 円 単 2・150 円 単 3・100 円 単 4・120 円

- 4 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。
- 5 事業所は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとする。
- 6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名 (記名押印) を受けることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第 7 条 通常の送迎の実施地域は、日常生活圏域 1~4 (加太・西脇・木本・貴志・松江・湊・野崎・楠見) の区域とする。

(衛生管理等)

第 8 条 事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

- 2 事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する

- 委員会（テレビ電話装置などを活用して行うことができるものとする。）をおおむね
3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- (2) 特別養護老人ホームと併設のため、入所生活の規則は特別養護老人ホームの規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- (3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(緊急時における対応方法)

第10条 事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕従業者は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに主事の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずることとともに、管理者に報告する。

2 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

4 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回(うち、1回は夜間想定)定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情処理)

第12条 事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供

に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、提供した指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第13条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（身体拘束等の原則禁止・身体拘束適正化に関する事項）

第14条 施設は、サービスの提供に当たって、入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に、身体拘束にかかる態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。入所者または家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

（1）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

（3）従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（業務改善計画の策定等）

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第16条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第17条 施設は高齢者虐待の発生またはその再発を防止するために、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 施設内にて高齢者虐待を受けたと思われるような高齢者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

(その他運営についての留意事項)

第18条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3カ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 事業所は、適切な指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人白恵会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行適用する。

この規定は令和 3 年 10 月 1 日に一部改正する。

この規定は令和 6 年 4 月 1 に一部改正する。

この規定は令和 8 年 8 月 1 日に一部改正する。